

平成 31 年 3 月 22 日

東京都千代田区大手町 2 丁目 3 番 2 号

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之



吸収分割に関する事前開示事項（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

住友商事株式会社（以下「当社」又は「分割会社」といいます。）は、平成 30 年 11 月 30 日に、住商鋼管株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、平成 31 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社がその国内鋼管事業（軸受鋼管、油井管、ラインパイプ及び造管用コイル（ただし、丸一鋼管株式会社向けを除く。）に関連する事業を除き、メカニカル鋼管事業（国内のエアバッグに関わる事業）及び特殊管事業を含む。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関し、当社は、平成 30 年 12 月 12 日に「吸収分割に関する事前開示事項」、平成 31 年 1 月 29 日に「吸収分割に関する事前開示事項（変更）」をそれぞれ備置しておりますが、平成 31 年 3 月 22 日付で、承継会社との間で、承継対象の資産を変更する旨の吸収分割契約書に係る覚書を締結いたしましたので、当該覚書の内容を別紙のとおり追加いたします。

以上

別紙

吸収分割契約書に係る覚書

吸収分割契約書に係る覚書



住友商事株式会社（以下「甲」という。）及び住商鋼管株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した2018年11月30日付吸収分割契約書（その後の変更を含み、以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条（承継対象資産の変更）

甲及び乙は、原契約別紙「承継対象権利義務明細表」第1項に規定する、効力発生日において乙が甲から承継する流動資産及び固定資産を、次のとおり変更する（下線は変更箇所）。

変更前

(1) 流動資産

甲、乙、株式会社メタルワン及び株式会社メタルワン鋼管との間で締結された2018年8月6日付統合契約書第4.10条第2項に定める金額の現預金

(2) 固定資産

投資有価証券（クリエイト株式会社、橋本総業ホールディングス株式会社、大阪鋼管株式会社、ファーネスエンジニアリング株式会社）

変更後

(1) 流動資産

現金 19,112,366 円並びに甲、乙、株式会社メタルワン及び株式会社メタルワン鋼管との間で締結された2018年8月6日付統合契約書第4.10条第2項に定める金額の現預金

(2) 固定資産

投資有価証券（クリエイト株式会社、橋本総業ホールディングス株式会社、ファーネスエンジニアリング株式会社）

第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年3月22日

(甲) 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
住友商事株式会社
代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭誠之



(乙) 東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号
住商鋼管株式会社
代表取締役 片桐祐司

